

令和9年度～令和11年度

滋賀県立精神医療センター清掃業務

入札説明書

令和8年7月

滋賀県立精神医療センター

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）、滋賀県病院事業会計規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号。以下「会計規程」という。）、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号。以下「特例規程」という。）、入札参加者に必要な資格等（令和8年滋賀県告示第31号）、本件調達に係る入札公告のほか、本件調達に関し、競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名および数量

令和9年度～令和11年度 滋賀県立精神医療センター清掃業務 一式

(2) 委託業務の内容等

入札説明書、仕様書および契約書案による。

(3) 委託業務の履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 予定価格

85,562,400円（令和9年度から令和11年度までの3か年分、消費税および地方消費税を含む。）

(5) 委託業務の履行場所

滋賀県立精神医療センター（草津市笠山八丁目4番25号）ほか関係施設

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等（令和8年滋賀県病院事業庁告示第1号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿の次の営業種目に登録されている者であること。

大分類：役務 中分類：清掃 小分類：病院清掃

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314）

申請は随時受け付けられるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

(5) 一般財団法人医療関連サービス振興会による院内清掃業務の医療関連サービスマークの認定を受けていること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等

本件入札に参加を希望する者は、次のとおり必要とする書類を提出し、本件入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または

入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 一般財団法人医療関連サービス振興会による院内清掃業務の医療関連サービスマークの認定を受けていることを証する書類

(2) 提出期間

令和8年7月10日（金曜日）から令和8年8月3日（月曜日）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時まで

(3) 提出場所

滋賀県立精神医療センター事務局（〒525-0072 草津市笠山八丁目4番25号）

(4) 提出方法

持参または郵送により提出すること。郵送により提出する場合は、書留郵便で提出期間内に到着したものに限り受け付ける。

4 入札執行の日時、場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札書および提案書等の提出場所ならびに問い合わせ先

滋賀県立精神医療センター事務局 〒525-0072 草津市笠山八丁目4番25号

電話 077-567-5001 FAX 077-567-5033 電子メール nb04@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間

令和8年7月10日（金曜日）から令和8年8月31日（月曜日）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時まで（ただし、最終日は12時まで）

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書等は、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/>)からダウンロードすること。郵送または問い合わせ先での交付は行わない。

(4) 入札説明会の日時および場所

入札説明会を次のとおり実施する。

ア 実施日時 令和8年7月27日（月曜日）10時から12時まで

イ 実施場所 滋賀県立精神医療センター大会議室

ウ その他 入札説明会への参加は、入札参加者の任意とする。なお、入札説明会への参加申込は不要である。

(5) 質問および回答の方法等

本件入札について質問がある場合は、次により質問書（様式第13号）を提出すること。

ア 提出期間

令和8年7月10日（金曜日）から令和8年7月29日（水曜日）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時まで

イ 提出場所

滋賀県立精神医療センター事務局

ウ 提出方法

電子メールまたはFAXにより提出すること。なお、質問書を提出した場合は、必ずその旨を提出場所あて電話で連絡すること。

エ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年7月31日（金曜日）を目途に、滋賀県立精神医療センターホームページの次の場所にまとめて掲載する。

滋賀県立精神医療センター>病院案内>入札情報のお知らせ

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/seishin/byoin/nyusatsu/index.html>)

(6) 入札書および提案書等の提出

本件入札に参加する場合は、次により入札書および提案書等を提出すること。

ア 提出期間

令和8年8月17日（月曜日）から令和8年8月31日（月曜日）まで（土曜日および日曜日を除く。）の9時から17時まで。（ただし、最終日は12時まで）

イ 提出場所

滋賀県立精神医療センター事務局

ウ 提出方法

持参または郵送により提出すること。郵送により提出する場合は、書留郵便で提出期間内に到着したものに限り受け付ける。

エ 提出書類

- ① 清掃業務に関する提案書（様式第3号）
- ② 病院清掃業務受託実績調書（様式第4号）
- ③ 清掃業務実施体制計画書（様式第5号）
- ④ 日常清掃業務従事者配置計画（月-金曜日）（様式第6-1号）
- ⑤ 日常清掃業務従事者配置計画（土曜日）（様式第6-2号）
- ⑥ 日常清掃業務従事者配置計画（1か月）（様式第7号）
- ⑦ 年間研修実施報告書（様式第8号）
- ⑧ 年間研修実施計画書（様式第9号）
- ⑨ 入札書（様式第10号）
- ⑩ 委任状（様式第11号）（代理人が入札を行う場合のみ提出すること。）
- ⑪ 入札金額積算内訳書（様式第12号）（入札金額積算内訳書は入札書に同封すること。）

オ 提出部数

- ①から⑧までの書類 各6部（正本1部、副本5部）
⑨から⑪までの書類 各1部

(7) 開札の日時および場所

ア 日 時 令和8年9月11日（金曜日）9時

イ 場 所 滋賀県立精神医療センター大会議室

ウ その他 開札への立ち会いは、入札参加者の任意とする。

(8) 審 査

清掃業務委託総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、入札書および提案書等の内容を審査する。審査に当たっては、入札参加者による提案書等の内容説明（プレゼンテーション）、入札書および提案書等に関する質疑応答を行う。

ア 実施日時 令和8年9月11日（金曜日）（なお、参加者ごとの時間は別途連絡する。）

イ 実施場所 滋賀県立精神医療センター大会議室

ウ その他 入札参加資格確認申請書、入札書、提案書等を所定期間内に提出しない者は、審査に出席することができない。また、予定価格の制限の範囲を超えた価格によ

って入札した者は、審査に出席することができない。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、地方自治法、同施行令、特例政令、会計規程および特例規程の規定によるものとする。
- (2) 入札参加者またはその代理人は、入札説明書、仕様書および契約書(案)を熟覧のうえ入札しなければならない。入札参加者またはその代理人は、入札後、仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札参加者またはその代理人は、入札書等を持参または郵送により提出しなければならない。このうち、入札書について、持参により提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封筒の表に氏名(法人の場合はその名称または商号)および「滋賀県立精神医療センター清掃業務委託の入札書在中」と朱書し、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の表に氏名(法人の場合はその名称または商号)および「滋賀県立精神医療センター清掃業務委託の入札書在中」と朱書しなければならない。
なお、入札書等については、メールまたはFAXの方法による提出は認めない。
- (4) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合(入札金額の訂正を除く。)は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (5) 入札書等に使用する言語は日本語に限るものとし、また入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることがある。
- (8) 競争入札参加資格審査申請書を提出した者が、開札時において入札に参加する者に必要な資格を有すると認められていることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、または資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (9) 入札参加者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。
- (10) 入札参加者またはその代理人は、開札に立ち会うことができる。この場合において、入札参加者またはその代理人が開札に立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (11) 開札を行う室(以下「執行室」という。)には、入札参加者またはその代理人ならびに入札執行事務に関係のある職員および(10)の立ち会い職員以外の者は入室することができない。
- (12) 入札参加者またはその代理人は、開札開始時刻後においては、当該執行室に入室することができない。
- (13) 入札参加者またはその代理人は、開札中において特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、当該執行室を退室することはできない。

(14) 開札中において、次の各号の一に該当する者は当該執行室から退場させる。

- ア 当該執行室へ許可なく出入りした者
- イ 私語、放言等をした者
- ウ 酒気を帯びて当該執行室へ入室した者
- エ 公正な競争の執行を妨げ、または妨げようとした者
- オ その他入札執行者が特に指示した事項を遵守しない者

6 保証金

入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否

要

8 郵便等による入札の可否

可（ただし、書留郵便に限る。）

なお、郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、入札書提出期間中の日付を記入すること。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (7) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (8) 期限を過ぎて提出された入札
- (9) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

ア 本件入札は、本件業務にとって最適な者を選定するため、落札者決定基準による総合評価方式を採用する。落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、落札者決定基準に基づく総評価点が最も高い者とする。

イ 落札者となるべき者が2者以上ある場合は、最も低い金額で入札を行った者を落札者とする。ただし、最も低い金額が同じ金額である場合はくじにより落札者を決定することとし、落札者となるべき者はくじをひくことを辞退してはならない。

(2) 総合評価の方法

ア 落札者決定基準は別添の「総合評価一般競争入札落札者決定基準」とし、評価項目に基づき入札参加者の技術面等および入札価格について総合評価を行う。

イ 総合評価の点数は技術面等に関する評価点と入札価格に関する評価点の合計とし、その配

点は次のとおりとする。

総合評価点 (250 点満点) = 技術面等評価点 (220 点満点) + 入札価格評価点 (30 点満点)

ウ 評価は審査委員会の委員 5 名が入札参加者ごとにそれぞれ 250 点の範囲内で行い、その合計点 (1, 250 点満点) により落札者を決定する。

エ 各評価項目において提案書および必要書類を提出しない者は、当該評価項目の評価を受けることができない。

(3) 低入札価格調査制度の適用

ア 本件入札は、落札者の決定に当たって、施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項に定める総合評価方式における低入札価格調査制度を適用する。

イ 落札者となるべき者の入札金額が、低入札価格調査制度に基づいて決定される低入札価格調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査審査委員会の審査を経て落札者を決定する。

ウ 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者は、落札者決定基準に基づく総評価点が最も高い者であっても、落札者とならない場合がある。

エ 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査制度に基づく調査等に協力しなければならない。

(4) 落札者の公示等

落札者を決定したときは、その旨を入札参加者に通知するとともに、特例規程第 13 条の規定に基づき滋賀県公報により公示を行う。

11 支払条件

前金払および部分払は行わない。

12 契約手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

13 その他必要事項

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 代理人が入札を行う場合は、代理人は入札書と同時に入札権限に関する委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え、または撤回をすることができない。
- (5) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、契約の締結は、電子契約または書面契約により行うこととし、電子契約による場合には、契約書案の文言に必要な修正を行う。
- (6) 契約の締結に当たっては、滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 23 号）の基本理念にのっとり、契約の相手方が排除対象者であると判明した場合は契約を締結せず、契約締結後は契約の解除を行うので留意すること。

- (7) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき、本件調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、本件調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (8) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。